

# 夜間救急当番医制度の存続にご協力ください

夜間救急当番医制度とは、夜間の診療所ではなく、あくまでも『救急患者』に対応するための制度です。しかし、『救急患者』以外の受診者が増加し、この制度の存続が危ぶまれています。この制度を維持するためにも、市民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



病院へ…

**でも、ちょっとその前に!**

## 救急医療体制の現状

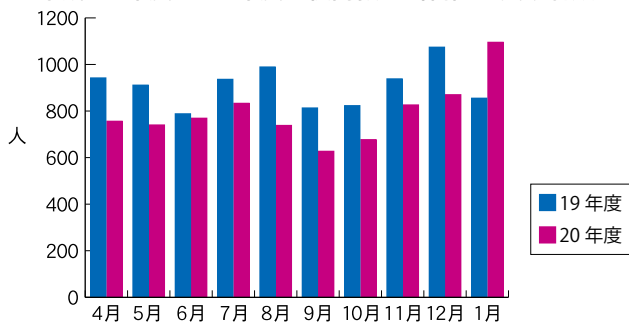
鹿屋市の夜間救急医療制度は、鹿屋市医師会と鹿屋医療センターが連携を図りながら、時間外の救急患者に迅速に対応するため、相互連携体制を確立してきているものです。

しかし、軽症受診者やコンビニ受診者の増加が原因で、夜間救急当番医制度は、存続の危機を迎えています。

市と大隅地域保健医療協議会では、市民の皆さんに夜間救急当番医制度の適正

## 夜間救急当番医の現状

●平成19年度と20年度の夜間救急当番医の受診者数



な利用にご協力をお願いしてきました。その結果、昨年の12月までは市民の皆さんのご協力もあり、夜間の受診が減少傾向にありましたが、今年に入り、再び増加しています。

夜間救急当番医制度は、鹿屋市医師会が行っている事業で、市民の皆さんのご協力がなければ、維持できなくなる恐れがあります。

## 救急医療体制を維持するために

○軽い熱発等で翌日も大丈夫な症状の場合、当日の昼間や翌日に診察しましょう。

○「昼間は忙しいから夜のうちに」といったようなコンビニ受診はやめましょう。

夜間救急当番医の診療時間は、「午後11時まで」となり、それ以降は急患のみの対応となっています。

## 夜間救急当番医を受診すべきか悩んだら

#8000【小児救急電話相談】をダイヤルしましょう。

夜間におけるお子さんの急な病気への対処や応急措置など担当看護師が電話で相談に応じます。

●相談時間 毎日19時～23時

●電話番号 〓 #8000

●相談料 〓 無料

※通話料は利用者負担

※あくまで電話相談であり、診察などの医療行為は行いません。

市民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



【問い合わせ】

市健康増進課

☎ 0994-41-2110

## こどもの救急—お母さんのための救急&予防サイト

ホームページアドレス  
<http://kodomo-qq.jp>

※生後1か月から6歳児を対象に、夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうかの判断の目安を提供しています。